

委託契約 30 契約の契約内容及び落札率は、表 19 のとおりである。

表 19 委託契約の状況

情報システム名	契約内容	契約種別		落札率
電子計算組織 (5 契約)	保守業務委託	随意契約	2号	100.0%
	せん孔業務委託	随意契約	—	—
		一般競争入札 (1 者参加)		100.0%
	操作業務委託	随意契約	—	—
		一般競争入札 (1 者参加)		96.9%
税務トータルシステム (6 契約)	保守業務委託	随意契約	2号	99.98%
	動作確認委託	随意契約	2号	83.2%
		随意契約	2号	81.4%
		随意契約	2号	100.0%
		随意契約	2号	98.5%
修正業務委託	随意契約	2号	99.9%	
共通業務支援システム (6 契約)	保守業務委託	随意契約	2号	95.5%
		随意契約	2号	99.3%
	修正業務委託	随意契約	2号	99.1%
		随意契約	2号	99.0%
		随意契約	2号	99.1%
研修業務委託	随意契約	2号	99.9%	
環境監視システム (3 契約)	保守業務委託	随意契約	2号	98.7%
	修正業務委託	随意契約	2号	96.4%
	入力業務委託	随意契約 ( 3 者 )	1号	52.3%
建設事業事務管理総合 システム (10 契約)	維持管理委託	随意契約	2号	99.5%
	保守業務委託	随意契約	2号	94.1%
		随意契約	2号	95.2%
	ヘルプデスク業務委託	随意契約	2号	95.8%
	研修業務委託	随意契約	2号	97.9%
	修正業務委託	随意契約	2号	99.4%
		随意契約	2号	99.7%
		随意契約	2号	97.4%
		随意契約	2号	97.9%
随意契約		2号	99.1%	

(注) 1号: 地方自治法施行令第162条の2第1項第1号(随意契約を行う場合で、予定価格が、普通地方公共団体の規則で定める額(委託契約の場合は100万円)を超えないものを行う場合の根拠法令)

2号: 地方自治法施行令第162条の2第1項第2号(随意契約を行う場合で、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものを行う場合の根拠法令)

## イ 競争性の確保

### (ア) 電子計算組織

電子計算組織は、せん孔業務及び操作業務について、一般競争入札を行い、競争性の確保の努力をしていた。

### (イ) 税務トータルシステム

税務トータルシステムでは、システム修正について、システム開発業者以外の業者から見積書を徴収していたが、期間内に納品不可能等の前提条件がついた見積金額の提示を受けたため、システム開発業者と1者随意契約を締結していた。

税務トータルシステムは、システム開発業者が独自に開発したプログラム言語を使用して開発したため、システム開発業者と運用・保守管理業務の随意契約を締結していた。

### (ウ) 共通業務支援システム

機器のリースに当たって、システム開発業者において構築されたシステムが搭載された機器を、メーカー希望小売価格の80パーセントの価格で随意契約をしていた。

共通業務システム開発仕様書の基本仕様では、「共通業務システムは、対象業務の将来的増加に対応でき更に開発からメンテナンスというシステムのライフサイクル全体でコストダウンが期待できるものでなければならないことから、拡張への自由度が高く、拡張時の受託者選定に競争原理が働くよう自社技術のある程度オープンにした（技術を開示した）パッケージソフトをベースに開発を行うこと。」となっているが、システム修正時には、システム開発業者と随意契約を行っていた。

### (エ) 環境監視システム

環境監視システムは、調達時には、競争入札を行うなど競争性のある方法をとっているが、保守・運用・修正等については、システムの保守・運用・修正に係る業務に専門性があり、開発業者でない受注できないものや業者に著作権があることから、システム開発業者と引き続き契約していた。

### (オ) 建設事業事務管理総合システム

建設事業事務管理総合システムは、システムの安定稼働を確保するためには、システム全体の機器構成やソフトウェアについて熟知しているシステム開発業者が行うことが不可欠であり、競争入札にそぐわないものとして、システム開発業者と引き続き契約していた。

### (カ) その他

総務企画部においては、平成16年度に開発した電子申請システムについて、システムを開発した業者に随意契約で保守・運用業務を委託している慣行を改善し、安価で優れたシステムの導入を図るため、構築したシステムの仕様書、設計書等を公開し、保守・運用に当たっても競争原理を導入する仕組みを採用し、今後、可能な限り全庁に波及するよう取り組むことにしている。

## ウ コスト縮減対策

### (ア) 電子計算組織

電子計算組織は、平成 13 年度の「コンピュータシステム診断」の結果を踏まえ、平成 14 年度から中小規模の情報システムをダウンサイジングすることで、ホストコンピュータを 2 台から 1 台に減らすとともに、ホストコンピュータの機能を見直し、小型の機種への転換やテープデッキやサーバの台数を削減していた。また、コンピュータ操作業務の勤務体制を見直し、派遣職員を減員していた。

### (イ) 税務トータルシステム

各地域事務所税務局に設置していたサーバを、平成 17 年 2 月から本庁に一元化したことでメンテナンス費用を削減していた。

また、再生トナーの利用やパソコンの再リースを行っていた。

### (ウ) 環境監視システム

環境監視システムでは、測定局監視網の見直しを行い、測定局を最小限とする効率的な大気汚染常時監視体制を構築し、5 測定局舎の廃止によりコスト縮減を図っていた。

### (エ) 建設事業事務管理総合システム

建設事業事務管理総合システムは、大型汎用コンピュータのシステムをサーバのシステムにすることでコスト縮減を図っていた。

建設事業事務管理総合システムを導入するに当たり、当初、土木建築部単独で構築する予定で開発を進め、システム開発時に、3 年間の保守経費をプロポーザルの項目に入れて評価（ライフサイクルコストベースでの価格評価）していたが、その後農林水産部もこのシステムに参加するということが、途中で開発内容を変更し、土木建築部単独で運用することで受注者から提出させたライフサイクルコストの見積書と前提条件が変わったため、実際の業務委託における保守経費の算定に、プロポーザル時の見積金額は反映されていなかった。

(注) 「ライフサイクルコスト」とは、同一の情報システムについて、そのソフトウェアの開発・企画立案、システムの設計、システムの開発・構築及び導入、運用・管理及びその機能の維持・補修の全てに発生する情報システムに係る調達コスト全体をいう。

ライフサイクルコストに基づく調査は、情報システムの複数年度にわたる全費用を契約初年度の段階で比較しようとするものである。

入札に際しては、応札者が提示した開発段階及び運用・保守段階のコストの上限値の妥当性を担保するため、積算根拠を示した資料の提出を求める。その際に提示された積算根拠の内容が開発移行の段階での契約にも履行されることを確保するため、次以降の段階での契約に際しては、その段階で提示された積算根拠と前段階において提示された積算根拠とを比較し、その整合性を確認することになる。設計段階の委託契約に、「設計が終了するまでの間に甲（発注者）の求めにより別紙実施計画書になかった仕様を追加した場合を除き、開発については〇〇円（設計段階の応札者が提示した開発段階のコスト）、運用・保守については××円（設計時に応札者が提示した運用・保守段階のコスト）を、それぞれ超えないものとする。」という内容を契約書に盛り込むことになる。

## エ その他

建設事業事務管理総合システムの保守業務委託契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しない」という理由による 1 者随意契約であるが、委託業者が県の承諾を得ずに他の業者に保守委託業務の一部を再委託し、再委託を受けた業者が建設事業事務管理総合システムの保守業務を行っていた。

## (7) 検査

契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するために必要な検査を行うことになっている。

契約に基づいて完成又は納入された契約目的物（完成図書、実績報告書等）が、当該契約の内容と一致しているかを契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類に基づいて確認することになっている。

実地監査対象情報システムにおける委託業務の検査は、情報システムが正常に稼動しているかどうか、パソコンの画面に表示される図・文字数・用語等が正しく修正されているかどうかという点について実施しているが、完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができないものがあった。

表 20 検査状況

	電子計算組織	税務トータルシステム	共通業務支援システム	環境監視システム	建設事業事務管理 総合システム
検査状況	作業報告書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類で確認していた。	完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。	完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。	完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。	完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。

### ア 電子計算組織

操作委託は、操作員の配置、作業、せん孔委託は、せん孔の状況について、保守委託は、SEの作業工数（作業時間）及び作業内容を詳細に記載した作業報告書で確認していた。

### イ 税務トータルシステム

システム修正委託は、パソコンの画面で、修正内容を確認しているが、完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。

保守委託は、作業状況報告書で確認しているが、設計・積算に反映させるための工数等の確認は行っていなかった。

### ウ 共通業務支援システム

システム修正委託は、修正内容をパソコンの画面で確認しているが、完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。

### エ 環境監視システム

システム修正委託は、測定局の廃止などがパソコンの画面等に反映されているかどうかを検証しているが、完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。

保守業務は、システムが正常に稼動しているかどうかをパソコンの画面で確認している

が、報告書を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。

#### オ 建設事業事務管理総合システム

土木建築部の説明では、システム修正委託は、担当室の担当者と委託業者が出席する定例会で、システム修正項目について、着手前に見積工数を提出させ、その妥当性を検証した後着手を指示しているの、検査体制に問題はないとのことであった。

画面の図、文字数、用語などわかりやすい部分は確認しているが、完成図書等を契約書、仕様書、設計書、その他の関係書類と対比して検査しているかどうか確認ができなかった。

維持管理業務委託については、実績報告書で確認しているが、設計・積算に反映させるための工数等の確認はしていなかった。

### 5 行政情報化の推進体制の状況

#### (1) 行政情報化の推進体制の現状

平成13年2月に知事を本部長とし、県全体で組織する「ITひろしま推進本部」を設置し、同本部に、各部局が構成員となって参画する「政策調整会議」、「IT事業推進会議」を設置し、全庁的な総合調整のもとに、各部局において、各種プロジェクトの推進に取り組んでいる。

情報システムの開発、導入に当たっては、各部局において、事務の省力化やコスト縮減等も考慮しながら取り組むことを基本としており、「ITひろしま推進本部」では、情報システムの調達に係る効率性やコスト縮減については所掌していない。

情報システム調達は、各部局が所管しており、情報総室には、各部局の情報システムを統括する権限が与えられておらず、効率性やコスト縮減等の観点から県全体の情報システムを統括している部署はない。

また、情報システムは各担当室がそれぞれ担当しており、部局としての行政情報化の推進体制をとっていない部局があった。

表21 行政情報化の推進体制

項目	プロジェクトの推進	情報システムの把握	事務の省力化	コスト縮減
ITひろしま推進本部	○	×	×	×
各部局	○	○	○	○

#### (2) 情報システムの把握

県全体の情報システム数について、情報総室は、セキュリティー調査を通じて、180システムあるとしている。

今回の監査で、監査対象機関から提出された監査調書を集計すると、県庁の情報システムの総数は275システムであった。

これは、情報総室のセキュリティー調査が、市販されているソフトを使った情報システムを対象に含めていないためである。

県の情報システムの総数について、把握している部署はなかった。

### (3) 部局別情報システムの開発・運用・管理体制

#### ア 情報システムの開発・運用・管理体制

情報総室は、全庁にわたる大量の事務処理の効率化を支える基幹システム（大型汎用コンピュータを使った財務会計トータルシステム、人事・給与システム、税務トータルシステム、民生行政システム）と全庁にわたる事務処理を対象とした電子県庁を支える汎用システム（電子申請システム、共通業務支援システム、文書管理システム等）を所管している。

特定業務の処理を目的としたその他の個別システムは、各部局が所管している。土木建築部及び警察本部は、部局内の支援体制があったが、それ以外の部局は、担当室が独自に開発、運用、管理を行っている。

#### イ システム開発基準

情報総室では、システム開発基準により、システム開発に当たって、担当室からの協議に基づき、システムの内容や効率的な運用について指導、助言を実施している。

このシステム開発基準は、事務処理を目的としないもの、学術・試験研究に関するもの、国が開発したシステムを利用、導入するもの、汎用パッケージソフトをそのまま利用するのは対象外である。

たとえば、水防テレメータシステム（オフィスコンピュータ 15 台、サーバ 19 台、平成 16 年度経費 2 億 2,306 万円）や防災情報システム（サーバ 10 台、平成 16 年度経費 2,741 万円）という大規模なシステムは、事務処理を目的としないため、システム開発基準の対象となっていなかった。

このため、情報総室が、県全体としてのデータ共有化やシステム相互の有機的な連携という視点でシステムの内容や効率的な運用について指導、助言できない状況にあった。

### (4) 支援体制

#### ア 相談体制

情報システムの開発・運用は、情報システムの担当室が行っており、情報総室が相談に応じている。平成 16 年度の相談実績は、5 件であった。

相談は、情報ネットワーク管理室で対応しているが、高度に専門的な事項については、情報ネットワーク管理室の情報システムの保守運用委託先から派遣されている SE などと連携して対応していた。

土木建築部については、技術指導室の IT 推進の担当職員が部局の情報システムの相談に応じていた。環境生活部には、部内に情報システムの相談に応じている部署はなかった。

表 22 平成 16 年度の情報総室での相談実績

所管室	相談件数	相談内容
出納長室企画指導室	4 件	公金収納電子化（電子申請・財務 TS 連携）等
福祉保健部援護恩給室	1 件	戦没遺族国庫債券発行等事務（援護システム更新）

#### イ 県庁内に相談先のない情報システム

県全体で情報システムは 275 システムあるが、そのうち監査調書にシステムの運用等に問題があると記載している情報システムは 88 システムある。

88 システムのうち県庁内に相談先のある情報システムが 37 システム、県庁内に相談先が

ない情報システムは51システムであった。

県庁内に相談先のない情報システムは、委託業者に相談しているが、相談先が全くないとしている情報システムもあった。

表 23 県庁内に相談先のない情報システム

部 局 名	情報システム数	システムの運用等に問題のある情報システム数	うち県庁内に相談先のない情報システム数
出納長室	(1)	—	—
総務企画部	59	30	15
地域振興部	9	0	0
環境生活部	23	4	2
福祉保健部	55	13	11
商工労働部	16	2	1
農林水産部	18	7	4
土木建築部	21	10	5
企業局	2	0	0
議会事務局	3	1	1
人事委員会事務局	2	0	0
教育委員会事務局	20	9	7
警察本部	47	12	5
合 計	275	88	51

## 6 人材育成

### (1) 経験年数

情報システムを担当している職員の平均経験年数は、1.6年であった。

平均経験年数の長い部局は、環境生活部が2.7年、短い部局は、出納長室の0.3年であった。

表 24 部局別情報システム担当者の平均経験年数

部 局	平均経験年数	部 局	平均経験年数
出納長室	0.3年	土木建築部	1.1年
総務企画部	1.3年	企業局	1.5年
地域振興部	1.5年	議会事務局	1.3年
環境生活部	2.7年	人事委員会事務局	1.0年
福祉保健部	1.4年	教育委員会事務局	1.7年
商工労働部	1.8年	警察本部	2.2年
農林水産部	1.3年	県 平 均	1.6年

## (2) 研修

総務企画部の説明では、県は全職員を対象に情報リテラシー（情報を使いこなす能力）の向上やWebコーディネータ研修、セキュリティー対策等の研修を実施しているが、初級システムアドミニストレータ相当の研修はなく、情報システムの企画、開発、調達、委託管理等に関する研修も行われていなかった。

(財) 地方自治情報センターが行うシステム開発、運用管理、情報政策等に係る研修に積極的に参加しているとのことであったが、環境監視システム及び建設事業事務管理総合システムの担当者は、地方自治情報センターの情報システム研修が行われていることを知らなかった。平成16年度において、情報システム担当室で地方自治情報センターの情報システム研修に参加したのは、情報政策室、情報ネットワーク管理室、税務システム管理室、保健福祉大学、農業改良普及センターの7名であった。

(注) 初級システムアドミニストレータ：業務の改善立案、情報システム利用者支援、情報システム運用管理等を主要な役割とする国家資格（独立行政法人情報処理推進機構が資格試験を実施）

## 7 コンピュータシステム診断

### (1) コンピュータシステム診断の実施

情報総室は、平成13年度に、「コンピュータシステム診断」を委託により実施した。

この診断は、県の138業務システムについて、抱える課題を整理し、全県庁的な視点から将来のあり方を提起し、現実的な解決方法を提案している。

情報総室では、コンピュータシステム診断を受けて、対応をしているが、現在までの対応状況は、不十分な状況であった。

### (2) コンピュータシステム診断における主な課題、改善案及び対応状況

コンピュータシステム診断の主な課題、改善案及び現在までの対応状況は次のとおりである。

#### ア ハードウェア・ソフトウェアについて

##### (ア) 課題

- a ホストコンピュータ処理に適さない情報システムがホストコンピュータ上でバッチシステムとして稼動している。
- b 電算関係経費に占めるホストコンピュータのレンタル・リース費用の割合が民間では20パーセント前後であるものが35パーセントとなっている。

(注) バッチ：データを一括して処理する処理方式

##### (イ) 改善案

- a 中小規模の情報システムを対象に平成15年度までにダウンサイジングする必要がある。
- b 財務会計、人事・給与、税務、民生オンラインの大規模システムのダウンサイジングは、検討段階に十分な時間をかけ、次期ホストコンピュータのリース期間が終了する頃（平成20年度）までにはダウンサイジングを実施することを推奨する。

(注) ダウンサイジング：コスト縮減や開発期間の短縮を目的として、それまで使っていたコンピュータより小型の機種を使ってシステムを構築すること。

##### (ウ) 対応状況

- a 中小規模の情報システム34システムのうち33システムをダウンサイジングした。残る1システムは、平成18年度にダウンサイジングする予定である。
- b 財務会計、人事・給与、税務、民生オンラインの大規模システムのダウンサイジングについての計画を策定していなかった。



## イ ネットワークについて

### (ア) 課題

- a 広島メイプルネットや県庁 LAN・WAN に統合可能な専用回線が使用されている。
- b 県庁 LAN・WAN のパソコンによる稼動が可能な情報システムで、システム専用のパソコンを用いているものがある。
- c 複数の情報システムで共用することが望ましい高速プリンター等の高価なシステムが存在しているがネットワーク化による共用化が行われていない。

### (イ) 改善案

- a 環境監視システムなど専用線等の有償回線を使用している情報システムのうち、県庁 LAN・WAN や広島メイプルネットに統合可能なシステムを早期に県庁 LAN・WAN 等に統合を図る必要がある。
- b 情報システム専用のパソコンが使用されている場合でも、県庁 LAN・WAN 用のパソコン上で稼動させることに支障のないものについては、県庁 LAN・WAN 用のパソコンへの移行を図ることで、リース費用の削減や机上スペースの有効利用が可能となる。
- c 特定の業務システムだけのために利用されている高性能プリンターについては、県庁 LAN・WAN により、他で同様のプリンターを必要としているシステムとの共用化を図ることが望ましい。ホストコンピュータを使った情報システムをダウンサイジングしても、既存の高性能プリンターを共用化することで十分対応可能である。

### (ウ) 対応状況

- a 環境監視システムは、有償回線を使用しているが、県庁 LAN・WAN や広島メイプルネットへの統合については、当該システムの更新に併せて行うことが検討されていた。
- b 専用パソコンを県庁 LAN・WAN 用のパソコンへの移行することについての計画は、策定されていなかった。

なお、専用パソコンは、実地監査対象情報システムの電子計算組織で 30 台（うち 10 台は県庁 LAN・WAN と共用）、税務トータルシステムで 123 台、共通業務支援システムで 2 台、環境監視システムで 5 台、建設事業事務管理総合システムは 35 台の 195 台あった。

- c 高性能プリンターの共用化はされておらず、県営住宅管理システムは、ダウンサイジングした業務であるが、現在もホストコンピュータのプリンターを使用して帳票印刷を行っていた。

## ウ システム開発、保守、運用作業について

### (ア) 課題

- a システムの共通化やデータの共用化が図られていない情報システムや有効活用を図る必要があるシステムが存在する。
- b 仕様書やマニュアル等を備えていない情報システムが多くある。
- c 情報システムの担当者に対して計画的な育成が行われていない。  
人事異動時には短期間で業務の引継が行われており、引き継がれるべき情報システム関係資料が、ほとんどの情報システムで整備されていない。  
多くの情報システムでは、実質的な担当者が一人のため、人事異動によりノウハウの多くが消失し、後任者はまた一から独力でシステムを学ばなければならない。
- d 委託業者からの提案内容の評価や費用見積の妥当性の検討が、概して不足し、提案内